

参 考 資 料

第9 2号議案	工事請負契約締結の件（箕面萱野駅上屋整備工事）	2
第9 3号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立小野原多世代地域交流センター）	4
第9 5号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立萱野老人いこいの家）	15
第9 6号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家）	27
第9 7号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立青少年教学の森野外活動センター）	39

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	箕面萱野駅上屋整備工事																						
2	工 事 場 所	箕面市西宿1丁目 地内																						
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 5年 9月 29日 まで																						
4	請 負 代 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">億</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">¥</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円		¥	5	5	4	4	8	4	7	0	0
	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円													
		¥	5	5	4	4	8	4	7	0	0													
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">億</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">¥</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円			¥	5	0	4	0	7	7	0	0	
百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円														
		¥	5	0	4	0	7	7	0	0														
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。																								
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）																						
6	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。																						
7	適 用 除 外 条 項	第39条、第40条、第41条																						

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記7のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
 また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。
 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年 11月 11日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号
 箕面市長 上 島 一 彦 印

受 注 者 所 在 地 大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号
 商号又は名称 村本建設株式会社大阪支店
 代表者職氏名 執行役員支店長 先山 正登 印

(以下省略)

箕面市立小野原多世代地域交流センターの管理運営に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益社団法人箕面市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、箕面市立小野原多世代地域交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立小野原多世代地域交流センター条例（以下「条例」という。）及び箕面市立小野原多世代地域交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、センターの管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに従い、信義に従い、誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 箕面市立小野原多世代地域交流センター
- (2) 位 置 箕面市小野原東六丁目15番46号
- (3) 施設構造 鉄骨造 地上1階建
- (4) 施設面積 敷地面積 1,200.06 m²
延面積 429.32 m²
- (5) 施設内容 ホール・ロビー、事務室
プレイルーム
ふれあいルーム
会議室1・2・3
倉庫、赤ちゃんの駅、湯沸室
便所・多目的幼児便所
その他附帯設備（デッキ、駐車場、植栽等）

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲等)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条第2項第1号及び第2号に定める業務
- (2) 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

3 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

(第三者への委託)

第5条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(自主事業)

第6条 乙は、業務の実施を妨げない範囲において、条例の趣旨を踏まえた事業内容で自主事業を実施することができる。

2 自主事業の実施に際しては、乙は、あらかじめ甲に事業計画を提出し、甲に承認されたものについてのみ実施することができる。

3 乙は、自主事業を実施したときは、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、関係法令等のほか、第15条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(緊急時の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言がなされたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（情報公開、文書の管理等）

第9条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第10条 乙は、条例第15条の規定を遵守するとともに、別紙「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号。以下「保護条例」という。）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（労働安全の確保）

第11条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品の貸与）

第12条 甲は、別途作成する「貸与備品台帳」に記載する備品を、乙に無償で貸与するも

のとする。

- 2 乙は、甲から貸与された備品を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品の帰属)

第13条 前条第1項の備品は、甲に帰属する。

- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品は業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品に係る権利を譲渡し、又は当該備品を貸与してはならない。

(乙による備品の購入)

第14条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 2 乙が購入した備品は、乙に帰属するものとし、第12条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第15条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画
 - (2) 収支計画
 - (3) 施設、附属設備等の維持管理計画（改修計画）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの。
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲乙協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第16条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第17条 甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書により乙が行う業務の実施状

況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地について調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的理由がある場合を除いてそれに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

- 第18条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が仕様書の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 甲は、乙が第20条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
 - 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

- 第19条 乙は、規則第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第5条の規定により甲に届け出なければならない。
- (1) 事務所、事業所又は営業地の所在地
 - (2) 管理運営業務に関する規程等
 - (3) 非常時の体制
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

- 第20条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。
- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会への出席
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

- 第21条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理

料」という。)を、乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が仕様書の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料
令和4年4月1日 から 令和5年3月31日	4,450,000円
令和5年4月1日 から 令和6年3月31日	4,530,000円
令和6年4月1日 から 令和7年3月31日	4,580,000円
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日	4,658,182円
令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	4,739,091円
合 計	22,957,273円

備考 なお、経費の支払いにおいては、表の指定管理料（税抜金額）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加算した金額を支払うものとする。

- 2 甲は、第26条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第18条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第22条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、毎年4月に支払うものとする。

- 2 条例第7条第1項ただし書の規定によりセンターの閉館時間を早めた場合、前条第2項の規定により減額する場合、第29条の規定により業務の一部の実施を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

（未収利用料金）

第23条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

（自主事業の料金）

第24条 乙は、第6条に定める自主事業において料金を得ることができる。

- 2 乙は、前項の料金の額を第6条第2項に規定する事業計画に記載し、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

（リスクの分担）

第25条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定書に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの負担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(不可抗力発生時の対応)

第27条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用負担等)

第28条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第30条 甲は、乙が第18条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第32条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、甲及び乙がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲乙協議により決定するものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第33条 第30条から第32条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、甲は、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第6条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品の取扱い)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第6条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第12条に定める備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第14条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(協定の変更)

第37条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第38条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第39条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第40条 この協定書は箕面市議会の可決を得て、効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月5日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上 島 一 彦

乙 箕面市稲一丁目11番2号

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

理事長 黒 山 伊 佐 夫

【別紙】（第10条関係）

指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製してはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙】（第25条関係）

リスク分担表

分類	項目	リスク負担		
		指定 管理者	市	協議 事項
法令改正（※1）	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ			○
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張			○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生	○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減	○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷	○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（※2）（※3）			○
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）	○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）		○	
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理（※3）（※4）		○	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害（※5）	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害（※2）			○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク（※2）			○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（※6）			○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻	○		
	必要な資金の確保	○		
	金利の変更	○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継に関する費用	○		

（※1）各種税法を除く。

（※2）不可抗力によるものを含む。

（※3）1件当たり10万円（消費税及び地方消費税を含む）以下の修繕及び工事については指定管理者で行うものとする。

（※4）指定管理者の故意又は過失によるものを除く。

（※5）指定管理者が一定の保険に加入するものとする。

（※6）原則として、休業補償は行わない。

箕面市立萱野老人いこいの家の管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と福祉サービスよってんか（以下「乙」という。）は、箕面市立萱野老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立老人いこいの家条例（平成18年箕面市条例第29号。以下「条例」という。）及び箕面市立老人いこいの家条例施行規則（平成18年箕面市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、いこいの家が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行ういこいの家の名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立萱野老人いこいの家
 - (2) 所在地 箕面市萱野二丁目1番14号
 - (3) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 - (4) 面積 敷地面積499㎡、延床面積252㎡
 - (5) 施設内容 和室Ⅰ（18畳）、和室Ⅱ（18畳）、健康スペース（36㎡）、ロビー（55㎡）、事務室、休憩室、湯沸室他
- 2 乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。
- 3 箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）第20条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意をもっていこいの家を管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条及び第3条に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立老人いこいの家指定管理者募集要項（令和3年7月9日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、いこいの家の設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口にて公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にいこいの家の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、条例第16条の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- (3) 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- (4) 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複製又は複製をしてはならない。
- (5) 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

(人権研修の実施)

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第13条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第14条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2ヶ月（指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2ヶ月）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるいこいの家の利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第18条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものと

する。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

- 第19条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 甲は、乙が第21条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
 - 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

- 第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。
- (1) 法人その他の団体の定款その他これらに類する書類
 - (2) 法人その他の団体の役員
 - (3) 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
 - (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
 - (5) 業務に関する規程等
 - (6) 非常時の体制
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

- 第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。
- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	11,666,605円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	11,666,605円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	11,666,605円
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	11,666,605円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	11,666,605円
合 計	58,333,025円

- 2 甲は、第25条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第18条の規定により乙がいこいの家の施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第23条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支 払 月	支 払 額（税抜金額）	備 考
4月	2,916,652円	前金払い
7月	2,916,651円	同上
10月	2,916,651円	同上
1月	2,916,651円	同上
合 計	11,666,605円	

2 前条第2項の規定により減額する場合、第28条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第24条 いこいの家の管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	市	指定管理者
法令改正(注1)	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
施設設備等の損傷(注2)	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷(不可抗力によるものを含む)	協議事項	
損害賠償(注3)	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合(管理瑕疵)		○
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合(設置瑕疵)	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害(不可抗力によるものを含む)	協議事項	
運営リスク(注3)	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク(不可抗力によるものを含む)	協議事項	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	

	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

(注1) 税法を除く。

(注2) 消費税込み支払額が10万円未満の軽易な工事または修繕については、乙が行う。

(注3) 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第25条 乙は、いこいの家の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第26条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第27条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第29条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第31条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第32条 第29条から第31条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第22条の規定にかかわらず、甲は、第25条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第33条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第13条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第35条 乙は、条例第19条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第36条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により箕面市長への審査請求となる。

(協定の変更)

第37条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第38条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第39条 この協定は、箕面市議会でいこいの家に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第40条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)11月 5日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上 島 一 彦 ㊟

乙 箕面市萱野一丁目8番20号

福祉サービスよってんか

代表者 内 山 三重子 ㊟

箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家の管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と福祉サービスよってんか（以下「乙」という。）は、箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立老人いこいの家条例（平成18年箕面市条例第29号。以下「条例」という。）及び箕面市立老人いこいの家条例施行規則（平成18年箕面市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、いこいの家が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行ういこいの家の名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家
 - (2) 所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目19番2号
 - (3) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 - (4) 面積 敷地面積523㎡、延床面積247㎡
 - (5) 施設内容 和室Ⅰ（21畳）、和室Ⅱ（14畳）、健康ホール（39㎡）、事務室、休憩室、台所他
- 2 乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。
- 3 箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）第20条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意をもっていこいの家を管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条及び第3条に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立老人いこいの家指定管理者募集要項（令和3年7月9日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、いこいの家の設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口にて公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にいこいの家の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、条例第16条の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- (3) 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- (4) 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複製又は複製をしてはならない。
- (5) 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

(人権研修の実施)

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第13条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第14条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2ヶ月（指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2ヶ月）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるいこいの家の利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第18条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものと

する。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

- 第19条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 甲は、乙が第21条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
 - 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

- 第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。
- (1) 法人その他の団体の定款その他これらに類する書類
 - (2) 法人その他の団体の役員
 - (3) 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
 - (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
 - (5) 業務に関する規程等
 - (6) 非常時の体制
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

- 第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。
- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	8,923,018円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	8,923,018円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	8,923,018円
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	8,923,018円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	8,923,018円
合 計	44,615,090円

- 2 甲は、第25条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第18条の規定により乙がいこいの家の施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第23条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支 払 月	支 払 額（税抜金額）	備 考
4月	2,230,756円	前金払い
7月	2,230,754円	同上
10月	2,230,754円	同上
1月	2,230,754円	同上
合 計	8,923,018円	

2 前条第2項の規定により減額する場合、第28条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第24条 いこいの家の管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	市	指定管理者
法令改正(注1)	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
施設設備等の損傷(注2)	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷(不可抗力によるものを含む)	協議事項	
損害賠償(注3)	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合(管理瑕疵)		○
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合(設置瑕疵)	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害(不可抗力によるものを含む)	協議事項	
運営リスク(注3)	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク(不可抗力によるものを含む)	協議事項	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	

	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

(注1) 税法を除く。

(注2) 消費税込み支払額が10万円未満の軽易な工事または修繕については、乙が行う。

(注3) 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第25条 乙は、いこいの家の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第26条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第27条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第29条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第31条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第32条 第29条から第31条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第22条の規定にかかわらず、甲は、第25条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第33条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第13条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合には、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第35条 乙は、条例第19条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第36条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により箕面市長への審査請求となる。

(協定の変更)

第37条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第38条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第39条 この協定は、箕面市議会でいこいの家に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第40条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)11月 5日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上 島 一 彦 ㊟

乙 箕面市萱野一丁目8番20号

福祉サービスよってんか

代表者 内 山 三重子 ㊟

箕面市立青少年教学の森野外活動センターの管理運営に係る協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立青少年教学の森野外活動センター（以下「センター」という。）の指定管理者である株式会社OUTDOOR LIVING（以下「乙」という。）は、センターの管理運営等に関し、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例（平成17年箕面市条例第26号。以下「条例」という。）及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第20号）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、健全な青少年の育成その他の生涯学習の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（管理の基準）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第3条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称、位置及び施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立青少年教学の森野外活動センター
- (2) 所在地 箕面市新稲二丁目257番地3
- (3) 敷地面積 265,000㎡
- (4) 施設 ①管理棟
②本館
③キャンプ場（第1・第2・第3）
④センター敷地内受水槽・ポンプ施設、遊歩道など
⑤センター敷地外受水槽・ポンプ施設

(所在地 箕面市新稲二丁目367番2)

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

(指定期間等)

第4条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和4年3月1日から令和19年6月30日までとする。

2 次条に定める本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号の規定によるセンターの施設、附属設備等を利用に供する業務
- (2) 条例第2条第2号及び第3号の規定による主催事業の実施その他自然体験及び野外活動に関する事業の実施に係る業務
- (3) 条例第3条第2項第2号の規定によるセンターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 令和3年9月22日付、乙から甲に対して箕面市青少年教学の森野外活動センター指定管理者の募集にて提案のあった特定提案を基本とした施設整備に関する業務
- (5) 災害時の対応に関する業務
- (6) その他甲が定める業務

2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者募集要項」及び「箕面市立青少年教学の森野外活動センター業務水準書」に定める事項、並びに乙が箕面市青少年教学の森野外活動センター指定管理者の募集にて応募（提案）書類に記載した事項を遵守するものとする。

3 第1項の業務は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

4 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上仕様書の一部を改正することができる。

(業務の範囲の変更)

第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業

務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(主催事業)

第7条 第5条第1項第2号に規定する主催事業は、甲と乙の協議により決定し、書面により合意するものとする。なお、主催事業の収入が経費を下回る場合、その不足分は甲が予算の範囲内で負担するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する主催事業を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(自主事業)

第8条 乙は、第5条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者募集要項」の「7 自主事業」に記載する目的外自主事業の実施にあたっては、箕面市行政財産使用料条例（昭和42年条例第5号）及び箕面市公有財産規則（昭和60年規則第3号）に基づく使用許可を受け、行政財産使用料を納付するものとする。

(特定提案に基づく施設整備事業)

第9条 第5条第1項第4号に規定する施設整備については、甲乙協議して定めた内容で別途締結する覚書に従って乙が実施する。

- 2 乙は、前項の施設整備が完了した場合、すみやかに甲に報告するものとし、甲は完了検査を行うものとする。
- 3 甲の完了検査を実施したのち、甲は第30条に規定する甲の負担額を乙に支払うものとする。
- 4 第1項の施設整備の成果品のうち、建築物、建築物に付属する建築設備、キャンプサ

イト及び敷地内に存するその他の工作物について、甲の負担によるものは前項の完了検査の実施をもって甲に帰属するものとし、乙の負担によるものは本協定書に基づく乙による指定管理の終了日までに甲に無償譲渡するものとし、その具体的な期日については甲乙協議により、定めるものとする。

(原状変更等の承認)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の原状を変更しようとするとき。
- (2) 施設、設備等を改良しようとするとき。
- (3) 新たに設備を設け、又は備品等を備え付けようとするとき。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第11条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第21条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第12条 乙は、本業務及び自主事業を行うにあたり必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第13条 乙は、センターにおいて災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると甲が判断した場合は、センターの利用及び管理について甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、センターの管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第14条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、本業務及び自主事業について通報窓口で公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

- 第15条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第16条 乙は、条例第17条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、センターの管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとと

もに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修等の実施)

第17条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、別途作成する備品等一覧に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第19条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、第18条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品の所有権は、乙に帰属するものとし、第18条第1項の備品等一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第21条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業概要及び実施時期（自主事業を含む。）
- (2) 人員配置その他体制

- (3) 管理業務に要する経費及びその内訳（収支予算書）
 - (4) 施設、附属設備等の維持管理計画
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

- 第22条 乙は、第11条の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、毎会計年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第23条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

- 第24条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が募集要項等の内容を満たしていないと合理的に認められるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 甲は、乙が第26条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第25条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

(評価の実施)

第26条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 利用料金及び納付金等

(利用料金)

第27条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(対価の支払)

第28条 甲は、本業務の実施に係る対価については、第30条に規定するものを除き、これを支払わない。

(納付金)

第29条 乙は、指定期間の各会計年度において、次表に定める金額を甲の指定する方法により、納付するものとする。

年度	納付金額
令和4年度	10,000,000円
令和5年度	13,333,333円

令和6年度	13,333,333円
令和7年度	13,333,333円
令和8年度	13,333,333円
令和9年度	13,333,333円
令和10年度	13,333,333円
令和11年度	13,333,333円
令和12年度	13,333,333円
令和13年度	13,333,333円
令和14年度	13,333,333円
令和15年度	13,333,333円
令和16年度	13,333,333円
令和17年度	13,333,333円
令和18年度	13,333,333円
令和19年度	3,333,338円
合 計	200,000,000円

2 やむを得ない事情により、納付額を変更する場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(施設整備にかかる費用負担)

第30条 第9条に規定する乙が行う施設整備の費用のうち、甲は2億円を上限として負担し、残余の額は乙が負担する。なお、費用負担の詳細については別途覚書を締結するものとする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第31条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第32条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三

者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、甲乙いずれに責めに帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責めに帰すべき事由がない、利用者又は第三者に関する事故・損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第33条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第34条 乙は、センターの管理運営に係る不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第35条 乙は、センターの管理運営に係る不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第36条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第37条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) センターの管理運営上不適切な行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙の管理業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたときと認められるとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第38条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不測事態の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失又は増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状復帰義務)

第41条 乙は、指定期間の満了等までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に復帰し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第42条 乙は、指定期間の満了等の際し、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第18条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第19条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第43条 乙は、条例第19条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第44条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4

第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第45条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第16条の2に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第46条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第47条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第48条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第49条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)11月18日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔 印

乙 東京都世田谷区代沢三丁目20番5号
株式会社OUTDOOR LIVING
代表取締役 源 喜 子 印

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び乙の従事者は、この協定書に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報保護条例その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

リスク分担表

分類	項目	注釈	指定管理者	市	協議事項
法令改正	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除きます		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ		○		
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張		○		
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	不可抗力によるものを含む	○		
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）			○	
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理	指定管理者の故意又は過失によるものを除く		○	
施設設備等の修繕費用	甲に帰属する施設・設備・備品の修繕等の費用（1件あたり50万円以上）			○	
	上記以外の施設・設備・備品の修繕等の費用		○		
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	指定管理者が一定の保険に加入するものとします	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	不可抗力によるものを含む			○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	不可抗力によるものを含む			○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行いません。）				○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○		
	必要な資金の確保		○		
	金利の変更		○		
	応募に係るコスト		○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○		